「シンガポール条約(調停条約)の履行」についての討論文

カン・ウンヒョン[[1]](#footnote-1)

調停手続を通じて成立した国際当事者間の合意の執行可能性を強化する内容を骨子とするシンガポール条約（以下、「条約」といいます）は、2018年の国連総会で採択され、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）は、条約と同じ内容で2002年モデル法を改正しました。韓国は、2019年8月7日に条約に署名した後、国内法の整備等に関して他に進展がなかったのに対し、報告において、日本は2023年10月1日に条約に加入し、国内実施法を制定し、国際商事仲裁・調停の潮流に追いつくことになったと説明されていました。条約の内容と日本の実施についての具体的な内容は、報告者が詳しく説明してくださったので、以下では、報告に対して2つ程度の質問をさせていただくことで討論に代える次第であります。

報告者は、3頁以下の「（3）執行力付与の影響」の段落で、私的契約である調停による和解合意（以下「調停合意」といいます）に執行力を付与する根拠について、手続の柔軟性とデュープロセスの両立を図ることが当事者の主体的地位と合意の真意性を保障するための基本的要請であると説明され、B2B紛争であれば、調停人の関与の仕方を個別的な合意で決定することも考えられるとされていましたが、調停自体が持つ柔軟性や効率性などの特性から、調停に執行力を付与するためにも、基本的な調停手続の枠組みは必要ではないかというのが私見です。B2B紛争を例に挙げておりましたが、個別的な合意で調停委員の関与の方法を決めるとしても、その調停について実体的、手続的正当性を付与できる(5頁で説明してくださった調停人による担保)場合の例を、より具体的に教えていただけますでしょうか。

次に、7頁以下で、報告者は、調停合意に執行力を付与する方法に関して、執行決定手続についてふれております。調停合意により、判決と比べて広範囲の執行力が付与される可能性もあり、執行力を当事者間の合意のみに委ねる場合、公序良俗に反し、一方に過度に過酷になる場合も考えられます。 執行決定手続において、一部承認などを通じて執行力の範囲を制限しようとする試みが必要なのか、執行段階で執行力の範囲を制限することが可能なのか、あるいは現実的な制度的解決方法は何かについて、報告者のご高見を承りたいと存じます。

よくまとめられた報告のおかげで、短時間で多くの内容を理解することができました。報告者である山田文先生の深い洞察とご尽力に感謝申し上げます。

※翻訳　崔廷任

1. ソウル市立大学法学専門大学院教授、弁護士 [↑](#footnote-ref-1)